

# 土地区画整理事業施行地区内（焼津市施行）の土地分筆登記に係る証明業務について （要領）

## （目的）

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号、以下「法」という。）に基づく土地区画整理事業施行地区内で仮換地指定を受けている従前地を、当該権利者がこれを分筆登記するため法務局に提出しようとする従前地の地積測量図が、当該土地区画整理事業の施行者（以下「施行者」という。）である焼津市が保管する公図調整図に基づいて作成されたものか否か確認し証明する業務について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な事務処理を図ることを目的とする。

## （証明申請の経由）

第2条 本証明のための申請は、「施行者」を経由して市長あて提出させるものとする。

## （証明申請書の様式等）

第3条 証明申請書の様式は、様式第2号によるものとする。

2 証明申請書には、「注意事項」に記載された図面等を添付させるものとするが、特に必要があると認めるときは、これ以外の図面等を添付させることができる。

## （意見の聴取）

第4条 施行者からの意見の聴取は、当該申請の内容の適否その他について、前条の証明申請書の備考欄に付して市長に送付させることにより行うものとする。

## （証明申請の審査等）

第5条 当該証明の申請は、別記「判定基準」に基づき審査するものとする。ただし、やむを得ないと認めたとときに限り、判定基準によらないで審査することができる。

2 前項の規定による審査の結果、証明を受けようとする地積測量図の内容が、施行者が保管する公図調整図に基づき作成されていることが確認され、且つその内容が事業の施行に支障がないと認めるときは、これを次条のような方法で証明し通知するものとする。

## （証明及び通知の方法）

第6条 前条第2項の場合において、証明を受けようとする地積測量図上に「本地積測量図は、事業施行者が保管している実測図（公図調整図）に基づいて作成されていることを確認した」という文言を附したうえ、施行者代表者の印を押印して証明し通知するものとする。

## （証明の手数料）

第7条 前条の証明に対し、焼津市手数料条例第3条別表の(82)その他の証明により、手数料として300円を徴収するものとする。

## （事務手続き）

第8条 以上の手続きには別途手引きを作成し、申請者の事務手続きを明確にするものとする。

## 附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

## 【判定基準】

土地区画整理事業施行地区内（焼津市施行）の土地分筆登記に係る証明業務について（要領）の第5条第1項の「判定基準」は、下記のとおりとする。

1. 当該従前筆の地積測量図が法務局に保管されている場合は、今回作成された地積測量図がその図面に基づき作成され、分筆するいずれか一方の筆の求積が三斜求積により行われていること。
  - ① 土地の所在地番等 ※ 確認方法 記入された記述確認。
  - ② 区画の形状と方角 ※ 確認方法 同一縮尺にて重ね合わせて確認をする。
  - ③ 座標系の基準点と当該区画との位置関係  
※ 確認方法 同一縮尺にて重ね合わせて確認をする。
  - ④ 各画地線の長さ ※ 確認方法 記入された数値の確認。
  
2. 当該従前筆の地積測量図が法務局に保管されていない場合は、今回作成された地積測量図が、当該土地区画整理事業の公図調整図に基づき作成されていること。
  - ① 土地の所在地番等 ※ 確認方法 記入された記述の確認。
  - ② 区画の形状と方角 ※ 確認方法 同一縮尺にて重ね合わせて確認をする。
  - ③ 各画地線の長さ ※ 確認方法 同一縮尺にて重ね合わせて確認をする。
  
3. 当該地積測量図に求積された今回分筆するいずれか一方の画地の地積と、もう一方の画地の地積の比が、図面上で比較して著しく変わらないこと。
  
4. その他、上記に無い事項については、その都度確認方法を検討し検証する。